西宮市シェアサイクル事業公募型プロポーザル仕様書

西宮市シェアサイクル事業の事業内容及び仕様は、この仕様書に定めるところによる。なお、仕様書に記載されている事項については、別に定めのない限り、事業者が市内で運営するすべてのシェアサイクル事業に適用される。

1. 実施期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

2. 実施エリア

西宮市域全域

3. 定義

- (1)シェアサイクルとは、複数の箇所に設置された自転車の貸出・返却拠点(以下「サイクルポート」という。)間での移動において、利用者が自転車を自由に借り、返却できる交通手段をいう。
- (2)公共用地とは、市が所有する不動産、道路、公園その他の公有財産及び市が第三者から借受けた不動産等であって、市が管理をしているものをいう。

4. 役割分担

- (1) 西宮市
- ①サイクルポート用の公共用地の提供
- ②公共用地に係るシェアサイクル事業に関する関係機関との協議・調整
- ③市民等への周知・広報、利用増進に関する取組
- ④事業者が実施するサイクルポートの確保に関する取組への協力

(2) 事業者

- ①シェアサイクル事業の運営(利用者の登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等)
- ②施設及び器材(自転車、サイクルポート等)の整備・維持管理、撤去及び原状回復
- ③違法駐輪対策
- ④サイクルポート用公共用地以外でのサイクルポートの確保
- ⑤利用者への周知・広報、利用増進に関する取組
- ⑥各種データの収集・整理及び西宮市への提供
- ⑦本事業の結果報告

5. シェアサイクルの内容

- (1)システム及び利用方法
- ①市内に複数のサイクルポートを設置し、設置箇所における個別の制約がない限り、いつ

でもどのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能なシステムとすること。

- ②スマートフォンなどを利用し、ポート位置・利用可能情報確認、予約、貸出、返却および決済が可能なシステムとすること。
- ③誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとすること。
- ④利用者の個人認証を行うこと。
- ⑤近隣自治体を含む他の自治体に設置されたサイクルポートと市内のサイクルポートと の間においても、自転車の貸出・返却が可能なシステムとすること。

(2) サイクルポート

- ①無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ②サイクルポートには、視認性の高い利用案内板を設置することを原則とする。
- ③設置及び撤去が容易に行える構造とすること。
- ④各サイクルポートについて駐輪可能台数を定めるとともに、定められた駐輪可能台数 以上の自転車を駐輪できないシステムとすること。
- ⑤サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ⑥サイクルポート(サイクルポートに附属する設備を含む。)は、西宮市屋外広告物条例 等各種法令を遵守するとともに、地域との景観との調和を考慮したデザインとするこ と。
- ⑦ラックの整備、駐輪可能エリアの明示など、自転車が整然と駐輪できるようなものとすること。また、サイクルポートに設置された自転車が倒れる等により、第三者に危害等を加えることが生じないような措置を講ずること。
- ⑧公共用地以外でのサイクルポートの設置を積極的に行うこと。なお、当該設置に係る相手方との協議、契約等の手続きは、原則として事業者が行うこと。
- ⑨シェアサイクル事業終了後は、公共用地に設置したサイクルポート及び附属する設備 を撤去し、原状回復を行うこと。

(3) 自転車

- ①制御装置(ブレーキ)や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関連法令に適合した 車両を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。
- ②電動アシスト付き自転車とし、荷物を載せることができるかご付きとすること。
- ③自転車台数はサイクルポートの駐輪可能台数の半数程度を目標に配備すること。
- ④自転車の位置情報が把握できる機能を搭載すること。

(4) 料金

①多くの人に利用してもらえるような料金とすること。

6. 事業の運営

事業者は、下記事項に留意して本事業の運営を行うこと。

①必要な人員・体制を整え、円滑な運営に努めること。

- ②利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、 営業時間外についても、連絡・対応可能な体制とすること。
- ③配置している本事業用自転車について台数に偏りが生じた場合は、サイクルポート間での再配置を行うこと。また、本事業用自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- ④利用者が安全に利用できるよう、自転車及びサイクルポートは定期的にメンテナンス を行うこと。
- ⑤設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ⑥サイクルポートには、本事業用自転車以外の自転車が停められないよう配慮するとと もに、停められていた場合は適切な対応を行うこと。
- ⑦サイクルポートを廃止する場合は、速やかに設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- ⑧利用者のケガや損害賠償事故(対物・対人)に対応するため、適切な補償額が設定され た保険に加入すること。
- ⑨利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理すること。
- ⑩利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。また、ヘルメットの着用が普及するよう努めること。
- ⑪自転車の盗難対策を行うこと。
- ⑫設置した全てのサイクルポートについて、第三者から本事業に関連する苦情等が発生 した場合は、役割分担に基づき、責任を持って対応処理すること。
- ③本事業用自転車が違法駐輪として撤去・保管された場合は、事業者の費用負担において 対応すること。

7. サイクルポート用公共用地の提供

- ①本市は、サイクルポートの設置用に、別紙に記載する公共用地を提供予定であるため、 当該箇所にサイクルポートを、本事業開始後速やかに設置すること。ただし、各施設管 理者や関係部署等との調整の結果、提供する公共用地は変更となる場合がある。
- ②サイクルポートの設置に関する各種条件や管理者との協議を満足すれば、サイクルポートを設置する公共用地は今後も増設する予定である。
- ③本市が提供する予定のサイクルポート用公共用地には基本的に電源がないため、電源 設備を整備する場合は、関係者間で協議を行い、事業者の負担で整備すること。
- ④公共用地のサイクルポートにおいて、施設等の管理上必要が生じた場合や、利用者以外 の市民への支障が生じた場合は、休止、撤去又は一時撤去を命じることがある。

8. 事業に係る費用等

- ①本事業の運営に要する費用(公共用地以外のサイクルポート設置に係る土地使用料等の費用を含む。)は全て事業者の負担とする。
- ②本市が提供するサイクルポート用公共用地の使用料は無償とする。
- ③利用者の利便性の確保を優先した上で、本事業における売上のうち、公共用地のサイクルポートにおいて得られた売上げの一部を市に還元すること。還元率については、事業

者からの提案を基に協議し決定するものとする。還元の開始時期については、本事業の 採算性の確保以降とするが、還元開始時期の方針について提案すること。

④上記③以外の売上は、全て事業者に帰属する。

9. 事業の維持・改善

①利用者の利便性を維持するため、利用動向調査におけるサービス規模をできるだけ早期に確保すること。また、これを実施するための方針を提案すること。なお、令和5年12月11日現在のサイクルポートの状況は以下のとおりである。

	ポート数	駐輪可能台数	
公共用地	20	110	
民有地	55	281	
合計	75	391	

- ②本事業開始以降のサイクルポート・自転車の増設に関する計画を作成すること。
- ③災害時における本市職員のシェアサイクルの利用について提案すること。

10. 分析及び報告

①事業者は、以下の報告書を本市に提供すること。また、各種分析等に必要なデータを市の求めに応じて提供すること。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	実施月の翌月 15 日まで	【各月の実施状況】
		・自転車及びサイクルポートの利用状況(利
		用者数、利用回数、利用時間、回転率、自
		転車台数、サイクルポートの設置数等)
		・利用者の移動データ
		・収支状況
		・その他西宮市が指定する事項
年度報告書	各年度終了後30日以内	【各年度の実施状況】
		・同上
		・効果検証、課題、今後の方向性等
最終報告書	事業終了後30日以内	【事業期間すべての実施状況】
		・同上

②事業者は、必要に応じ、利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を 実施し、調査結果を本市に報告すること。

サイクルポート用公共用地一覧

No.	名称	住所	駐輪可能台数
1	西宮市役所本庁舎	六湛寺町 10	7
2	西宮市立中央図書館	川添町 15	6
3	西宮浜公民館	西宮浜4丁目13	5
4	夙川公民館	羽衣町1	7
5	西宮市瓦木支所	瓦林町8	5
6	JR 西宮北第 1 市営駐輪場	西福町3	4
7	阪神今津市営駐輪場	今津曙町4	4
8	阪神甲子園南第3市営駐輪場	甲子園七番町 12	4
9	阪神鳴尾市営駐輪場	里中町2丁目9	4
10	阪急西宮北口北東第2市営駐輪場	北口町1	6
11	阪急甲東園西第1駐輪場	松籟荘 5	11
12	阪急甲東園東第2駐輪場	上大市1丁目3	7
13	アサヒビール西宮工場跡地	津門大塚町 11	4
14	浜甲子園運動公園	枝川町 20	4
15	鳴尾浜臨海公園	鳴尾浜1丁目5	4
16	上田西公園	上田西町 4	5
17	西宮市中央体育館	河原町1	5
18	瓦林公園	上甲子園 3 丁目 7	4
19	樋之池公園	樋之池町11	4
20	西宮浜総合公園	西宮浜3丁目	10

※No. 13 アサヒビール西宮工場跡地は令和7年3月頃に廃止予定